

第 33 号議案 長崎市漁港管理条例等の一部を改正する条例

目 次

消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて …………… P 1

- 1 消費税転嫁対象
- 2 消費税転嫁の方針
- 3 種別による転嫁単位の例

長崎市漁港管理条例等の一部を改正する条例の概要 …………… P 2

- 1 改正理由…………… P 2
- 2 改正の内容…………… P 2～6
 - (1) 長崎市漁港管理条例
 - (2) 長崎市体験の森条例
 - (3) 長崎市いこいの里条例
 - (4) 長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例
 - (5) 長崎ペンギン水族館条例
 - (6) 長崎市植木センター条例
 - (7) 長崎市高島ふれあい海岸条例
 - (8) 長崎市伊王島海水浴場交流施設条例
 - (9) 長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例
- 3 施行期日…………… P 6
- 4 新旧対照表(抜粋) …………… P 7～36

水 産 農 林 部

平成 31 年 2 月

消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成 31 年 10 月 1 日に 8% から 10% へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

1 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。
75 条例が改正対象。

2 消費税転嫁の方針

- (1) 外税については、100 分の 108 を 100 分の 110 とし、消費税引き上げ分を転嫁する。
- (2) 内税については、消費税 5% の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。

※平成 26 年 4 月 1 日に 5% → 8% へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8% → 10% ではなく、5% → 10% の転嫁を行うこととする。

※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

3 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10 円単位	宿泊料	1 円単位	附属設備	1 円単位
駐車場	10 円単位	会議室等	1 円単位	模写手数料	1 円単位
ロッカー等	10 円単位	スポーツ施設	1 円単位	各種手数料	1 円単位

長崎市漁港管理条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため消費税法の一部が改正されたことに伴い、漁港施設の使用料等を改定したいのと、その他所要の整備をしたいため。

2 改正の内容

(1) 長崎市漁港管理条例

区分	現行	改正案
漁港施設使用料（外税） ※P7	新旧対照表 参照	新旧対照表 参照
漁港施設占用料（外税） ※P7～9	新旧対照表 参照	新旧対照表 参照
駐車利用料金の基準額		
バス（最初の1時間）	1,020円	1,040円
バス（その後1時間）	510円	520円
合計	/	/

(参考)

平成30年度 件数（見込み）	転嫁による 影響見込額 (通年)
1,035件	200,716円
1件	224円
305件	5,480円
1,341件	206,420円

(2) 長崎市体験の森条例

区分	現行	改正案
利用料金の基準額（行為の許可）		
業として行う写真撮影（1日）	102円	104円
業として行う写真撮影（1月）	1,584円	1,613円
行商その他これに類するもの（1日）	257円	261円
広告物の掲出（広告表示面積1平方メートルにつき1日）	1,584円	1,613円
利用料金の基準額（休養宿泊施設）		
宿泊（1棟につき）	8,742円	8,904円
休憩（1棟1時間につき）	514円	523円
合計		

平成30年度 件数（見込み）	転嫁による 影響見込額 （通年）
0件	0円
391件	58,365円
391件	58,365円

(3) 長崎市いこいの里条例

区分	現行	改正案
業として行う写真撮影（1日）	102円	104円
業として行う写真撮影（1月）	1,584円	1,613円
行商その他これに類するもの（1日）	257円	261円
広告物の掲出（広告表示面積1平方メートルにつき1日）	1,584円	1,613円
合計		

平成30年度 件数（見込み）	転嫁による 影響見込額 （通年）
18件	1,069円
18件	1,069円

(4) 長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例

区分	現行	改正案
占用料(外税) ※P18~19	新旧対照表 参照	新旧対照表 参照
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
0件	0円
0件	0円

(5) 長崎ペンギン水族館条例

区分	現行	改正案
観覧料の基準額(1人1回につき)		
一般(個人)	510円	520円
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児(個人)	300円	310円
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児(団体)	240円	250円
年間観覧料の基準額(1人1年間につき)		
一般	1,230円	1,250円
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	720円	730円
駐車利用料金の基準額		
バス(最初の1時間まで)	1,020円	1,040円
バス(その後1時間までごと)	510円	520円
目的外の使用料		
飲食店	売上額の	売上額の
売店	100分の10.28	100分の10.47
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
171,071件	1,732,077円
741件	13,310円
2件	145,537円
171,814件	1,890,924円

(6) 長崎市植木センター条例

区分	現行	改正案
研修室 1	267 円	272 円
研修室 2	185 円	188 円
合計		

平成 30 年度 件数 (見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
71 件	1,204 円
71 件	1,204 円

(7) 長崎市高島ふれあい海岸条例

区分	現行	改正案
使用料 (行為の許可)		
業として行う写真又は映画の撮影 (1 日)	102 円	104 円
業として行う写真又は映画の撮影 (1 月)	1,584 円	1,613 円
行商その他これに類するもの (1 日)	257 円	261 円
広告物の掲出 (広告表示面積 1 平方メートルにつき 1 日)	1,584 円	1,613 円
飛島磯釣り公園の使用料		
釣り (一般)	510 円	520 円
釣り (小学校の児童又は中学校の生徒)	250 円	260 円
目的外の使用料 (外税) ※P26~27	新旧対照表 参照	新旧対照表 参照
合計		

平成 30 年度 件数 (見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
0 件	0 円
6,322 件	63,220 円
5 件	7,485 円
6,327 件	70,705 円

(8) 長崎市伊王島海水浴場交流施設条例

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数 (見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
利用料金の基準額 (1日につき)			0 件	0 円
研修室	5,142 円	5,238 円		
休憩室 1	20,571 円	20,952 円		
休憩室 2	20,571 円	20,952 円		
目的外の使用料 (1室につき 1月)			4 件	8,338 円
売店	51,428 円	52,380 円		
売店以外	5,142 円	5,238 円		
合計			4 件	8,338 円

(9) 長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数 (見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
夏季以外の利用料金の基準額 (1時間につき)			0 件	0 円
多目的スペース	2,571 円	2,619 円		
夏季の利用料金の基準額 (1日につき)			2,219 件	22,190 円
多目的スペース (一般)	820 円	830 円		
テラス (一般)	820 円	830 円		
駐車場の利用料金の基準額 (1回につき)			434 件	4,340 円
普通自動車				
小型自動車	510 円	520 円		
軽自動車				
二輪自動車	250 円	260 円		
合計			2,653 件	26,530 円

3 施行期日

平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日

4 新旧対照表（抜粋）
 (1) 長崎市漁港管理条例

現行	改正後（案）
<p>○長崎市漁港管理条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>別表第1（第12条関係）</p> <p>1～2 省略</p> <p>備考</p> <p>1～6 略</p> <p>7 <u>使用料の額は、この表により算定して得た額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</u></p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1～6 略</p>	<p>○長崎市漁港管理条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>別表第1（第12条関係）</p> <p>1～2 省略</p> <p>備考</p> <p>1～6 略</p> <p>7 <u>消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</u></p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1～6 略</p>

7 占用期間が1月未満のときは、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

8 略

別表第3（第13条関係）

表 省略

備考

1～6 略

7 占用期間が1月未満のときは、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

8 略

別表第4（第20条関係）

【別記1 参照】

備考 省略

7 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

8 略

別表第3（第13条関係）

表 省略

備考

1～6 略

7 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

8 略

別表第4（第20条関係）

【別記1 参照】

備考 省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

2 第1条、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用又は占用（以下この項において「利用等」という。）の許可を受ける者の使用料又は占用料（以下この項において「使用料等」という。）に

ついて適用し、施行日前に利用等の許可を受けた者の使用料等については、なお従前の例による。

(1) 長崎市漁港管理条例別表第1から別表第3まで

(2)～(5) 略

(利用料金に関する経過措置)

3 第1条、第5条及び第9条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

(1) 長崎市漁港管理条例別表第4

(2)～(3) 略

4 略

【別記1】

現行

区分	金額	
	最初の1時間まで	その後1時間までごと
バス	円 1,020	円 510
バス以外	200	100

改正後(案)

区分	金額	
	最初の1時間まで	その後1時間までごと
バス	円 1,040	円 520
バス以外	200	100

(2) 長崎市体験の森条例

現行	改正後(案)
<p>○長崎市体験の森条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資するため、体験の森を設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p>1 第7条第1項各号に掲げる行為をする場合の基準額 【別記1 参照】 備考 省略</p> <p>2 休養宿泊施設を利用する場合の基準額 【別記2 参照】 備考 省略</p>	<p>○長崎市体験の森条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資するため、体験の森を設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p>1 第7条第1項各号に掲げる行為をする場合の基準額 【別記1 参照】 備考 省略</p> <p>2 休養宿泊施設を利用する場合の基準額 【別記2 参照】 備考 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年10月1日から施行する。</u></p> <p>2～3 <u>略</u></p> <p><u>(利用料金に関する経過措置)</u></p> <p>4 <u>第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に行為又は利用(以下この項において「行為等」という。)の許可を受け</u></p>

る者の利用料金について適用し、施行日前に行為等の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。

(1) 長崎市体験の森条例

(2)～(5) 略

【別記1】

現行

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	円 102
	1月	1,584
行商その他これに類するもの	1日	257
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の提出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,584
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

改正後（案）

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	円 104
	1月	1,613
行商その他これに類するもの	1日	261
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の提出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

【別記2】

現行

区分	利用時間帯	金額
宿泊	午後4時から翌日午前10時まで	円 1棟につき <u>8,742</u>
休憩	午前11時から午後3時まで	1棟1時間につき <u>514</u>

改正後（案）

区分	利用時間帯	金額
宿泊	午後4時から翌日午前10時まで	円 1棟につき <u>8,904</u>
休憩	午前11時から午後3時まで	1棟1時間につき <u>523</u>

(3) 長崎市いこいの里条例

現行	改正後(案)
<p>○長崎市いこいの里条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民が土と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、もって市民の福祉の増進に資するため、長崎市いこいの里(以下「いこいの里」という。)を長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町に設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>1 第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の基準額 【別記1 参照】</p> <p>2 省略</p>	<p>○長崎市いこいの里条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民が土と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、もって市民の福祉の増進に資するため、長崎市いこいの里(以下「いこいの里」という。)を長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町に設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>1 第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の基準額 【別記1 参照】</p> <p>2 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年10月1日から施行する。</u></p> <p>2～3 略</p> <p><u>(利用料金に関する経過措置)</u></p> <p>4 <u>第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に行為又は利用(以下この項において「行為等」という。)の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に行為等の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。</u></p> <p>(1) 略</p>

(2) 長崎市いこいの里条例

(3)～(5) 略

【別記1】

現行

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	円 102
	1月	1,584
行商その他これに類するもの	1日	257
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,584
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

改正後（案）

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	円 104
	1月	1,613
行商その他これに類するもの	1日	261
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

(4) 長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例

現行	改正後(案)
<p>○長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法」という。)第11条の規定に基づき徴収する占用料の額及び徴収方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(占用料の計算)</p> <p>第3条 1～3 省略</p> <p>4 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前条及び前3項の規定により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>○長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法」という。)第11条の規定に基づき徴収する占用料の額及び徴収方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(占用料の計算)</p> <p>第3条 1～3 省略</p> <p>4 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前条及び前3項の規定により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(使用料等に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>第1条、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用又は占用(以下この項において「利用等」という。)の許可を受ける者の使用料又</u></p>

は占用料（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、施行日前に利用等の許可を受けた者の使用料等については、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例

(3)～(5) 略

3～4 略

(5) 長崎ペンギン水族館条例

現行	改正後(案)
<p>○長崎ペンギン水族館条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民にペンギン及び水族とのふれあいの場を提供することにより、市民の自然環境に対する意識の高揚を図るとともに、健全な余暇の活用に資するため、長崎ペンギン水族館(以下「水族館」という。)を長崎市宿町3番地16に設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表第1(第5条関係) 【別記1 参照】 備考 省略</p> <p>別表第2(第5条関係) 【別記2 参照】 備考 省略</p> <p>別表第3(第9条関係) 【別記3 参照】 備考 省略</p>	<p>○長崎ペンギン水族館条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民にペンギン及び水族とのふれあいの場を提供することにより、市民の自然環境に対する意識の高揚を図るとともに、健全な余暇の活用に資するため、長崎ペンギン水族館(以下「水族館」という。)を長崎市宿町3番地16に設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表第1(第5条関係) 【別記1 参照】 備考 省略</p> <p>別表第2(第5条関係) 【別記2 参照】 備考 省略</p> <p>別表第3(第9条関係) 【別記3 参照】 備考 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</u> <u>(使用料等に関する経過措置)</u></p>

2 第1条、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用又は占有（以下この項において「利用等」という。）の許可を受ける者の使用料又は占有料（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、施行日前に利用等の許可を受けた者の使用料等については、なお従前の例による。

(1)～(2) 略

(3) 長崎ペンギン水族館条例別表第3

(4)～(5) 略

(利用料金に関する経過措置)

3 第1条、第5条及び第9条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 長崎ペンギン水族館条例別表第2

(3) 略

4 略

【別記1】

現行

区分	観覧料 (1人1回につき)		年間観覧料 (1人1年間につき)
	個人	団体 (15人以上)	
一般	円 510	円 410	円 1,230
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	300	240	720

改正後 (案)

区分	観覧料 (1人1回につき)		年間観覧料 (1人1年間につき)
	個人	団体 (15人以上)	
一般	円 520	円 410	円 1,250
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	310	250	730

【別記2】

現行

区分	駐車料金	
	最初の1時間まで	その後1時間までごと
バス	円 1,020	円 510
バス以外	200	100

改正後（案）

区分	駐車料金	
	最初の1時間まで	その後1時間までごと
バス	円 1,040	円 520
バス以外	200	100

【別記3】

現行

使用区分	使用料（1月につき）
飲食店	1月の売上額の100分の10.28に相当する金額
売店	

改正後（案）

使用区分	使用料（1月につき）
飲食店	1月の売上額の100分の10.47に相当する金額
売店	

(6) 長崎市植木センター条例

現行	改正後(案)
<p>○長崎市植木センター条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民に植木園芸に関する情報及び研修の場を提供し、もって植木園芸の振興に資するため、長崎市植木センター(以下「植木センター」という。)を長崎市松原町2624番地1に設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 省略</p>	<p>○長崎市植木センター条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民に植木園芸に関する情報及び研修の場を提供し、もって植木園芸の振興に資するため、長崎市植木センター(以下「植木センター」という。)を長崎市松原町2624番地1に設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 省略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p>2～3 略</p> <p>(利用料金に関する経過措置)</p> <p>4 第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に行為又は利用(以下この項において「行為等」という。)の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に行為等の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 長崎市植木センター条例</p> <p>(4)～(5) 略</p>

【別記1】

現行

区分		金額（1時間につき）
研修室	1	円 267
	2	185

改正後（案）

区分		金額（1時間につき）
研修室	1	円 272
	2	188

(7) 長崎市高島ふれあい海岸条例

現行	改正後(案)
<p>○長崎市高島ふれあい海岸条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、もって市民の福祉の増進に資するため、長崎市高島ふれあい海岸(以下「高島ふれあい海岸」という。)を長崎市高島町に設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表第1(第10条関係)</p> <p>1 第6条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料 【別記1 参照】 備考 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 飛島磯釣り公園を利用する場合の使用料 【別記2 参照】 備考 省略</p> <p>別表第2(第19条関係)</p> <p>表 省略 備考</p> <p>1 略</p> <p>2 使用料の額は、この表により算定して得た額に<u>100分</u>の<u>108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未</p>	<p>○長崎市高島ふれあい海岸条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、もって市民の福祉の増進に資するため、長崎市高島ふれあい海岸(以下「高島ふれあい海岸」という。)を長崎市高島町に設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表第1(第10条関係)</p> <p>1 第6条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料 【別記1 参照】 備考 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 飛島磯釣り公園を利用する場合の使用料 【別記2 参照】 備考 省略</p> <p>別表第2(第19条関係)</p> <p>表 省略 備考</p> <p>1 略</p> <p>2 使用料の額は、この表により算定して得た額に<u>100分</u>の<u>110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未</p>

満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 第1条、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用又は占有（以下この項において「利用等」という。）の許可を受ける者の使用料又は占有料（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、施行日前に利用等の許可を受けた者の使用料等については、なお従前の例による。

(1)～(3) 略

(4) 長崎市高島ふれあい海岸条例

(5) 略

3～4 略

【別記1】

現行

行為の種類	単位	金額
業として行う写真又は映画の撮影	1日	円 102
	1月	1,584
行商その他これに類するもの	1日	257
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,584
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

改正後（案）

行為の種類	単位	金額
業として行う写真又は映画の撮影	1日	円 104
	1月	1,613
行商その他これに類するもの	1日	261
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

【別記2】

現行

区分		金額
釣り	一般	円 510
	小学校の児童又は中学校の生徒	250
見学等	一般	100
	小学校の児童又は中学校の生徒	50

改正後（案）

区分		金額
釣り	一般	円 520
	小学校の児童又は中学校の生徒	260
見学等	一般	100
	小学校の児童又は中学校の生徒	50

(8) 長崎市伊王島海水浴場交流施設条例

現行	改正後(案)
<p>○長崎市伊王島海水浴場交流施設条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民に海水浴の休息の場及び地域交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に資するため、長崎市伊王島海水浴場交流施設(以下「交流施設」という。)を長崎市伊王島町1丁目2129番地に設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表第1(第6条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 利用の許可に係る基準額</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 省略</p> <p>別表第2(第15条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 省略</p>	<p>○長崎市伊王島海水浴場交流施設条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民に海水浴の休息の場及び地域交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に資するため、長崎市伊王島海水浴場交流施設(以下「交流施設」という。)を長崎市伊王島町1丁目2129番地に設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表第1(第6条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 利用の許可に係る基準額</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 省略</p> <p>別表第2(第15条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(使用料等に関する経過措置)</u></p>

2 第1条、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用又は占用（以下この項において「利用等」という。）の許可を受ける者の使用料又は占用料（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、施行日前に利用等の許可を受けた者の使用料等については、なお従前の例による。

(1)～(4) 略

(5) 長崎市伊王島海水浴場交流施設条例別表第2

3 略

(利用料金に関する経過措置)

4 第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に行為又は利用（以下この項において「行為等」という。）の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に行為等の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。

(1)～(3) 略

(4) 長崎市伊王島海水浴場交流施設条例別表第1第2項

(5) 略

【別記1】

現行

区分		金額 (1日につき)
研修室		円 5,142
休憩室	1	20,571
	2	20,571

改正後 (案)

区分		金額 (1日につき)
研修室		円 5,238
休憩室	1	20,952
	2	20,952

【別記2】

現行

使用区分	使用料 (1室につき1月)
売店	円 51,428
売店以外	5,142

改正後 (案)

使用区分	使用料 (1室につき1月)
売店	円 52,380
売店以外	5,238

(9) 長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例

現行	改正後(案)
<p>○長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に資するため、長崎市野母崎高浜海岸交流施設(以下「交流施設」という。)を長崎市高浜町に設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1 利用の許可に係る基準額 【別記1 参照】</p> <p>備考 省略</p> <p>2 夏期に利用する場合の基準額 【別記2 参照】</p> <p>備考 省略</p> <p>3 駐車場の利用に係る基準額 【別記3 参照】</p> <p>備考 省略</p>	<p>○長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に資するため、長崎市野母崎高浜海岸交流施設(以下「交流施設」という。)を長崎市高浜町に設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1 利用の許可に係る基準額 【別記1 参照】</p> <p>備考 省略</p> <p>2 夏期に利用する場合の基準額 【別記2 参照】</p> <p>備考 省略</p> <p>3 駐車場の利用に係る基準額 【別記3 参照】</p> <p>備考 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 略

(利用料金に関する経過措置)

3 第1条、第5条及び第9条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

(1)～(2) 略

(3) 長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例別表第3項

4 第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に行為又は利用(以下この項において「行為等」という。)の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に行為等の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。

(1)～(4) 略

(5) 長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例別表第1項

【別記1】

現行

区分	金額 (1時間につき)
多目的スペース	2,571円

改正後 (案)

区分	金額 (1時間につき)
多目的スペース	2,619円

【別記2】

現行

区分		入場料 (1日につき)
多目的スペース	一般	円 820
	小学校の児童又は中学校の生徒	410
テラス	一般	820
	小学校の児童又は中学校の生徒	410

改正後 (案)

区分		入場料 (1日につき)
多目的スペース	一般	円 830
	小学校の児童又は中学校の生徒	410
テラス	一般	830
	小学校の児童又は中学校の生徒	410

【別記3】

現行

区分	金額 (1回につき)
普通自動車	円
小型自動車	510
軽自動車	
二輪自動車	250

改正後 (案)

区分	金額 (1回につき)
普通自動車	円
小型自動車	520
軽自動車	
二輪自動車	260